

大会テーマ研究会／全体会Ⅱ

11月8日(木) 15:30~17:15

討論記録

全体会Ⅱ

コメンター：小松 芳郎（松本市文書館）
 小川千代子（国際資料研究所）
 梅原 康嗣（長野県立歴史館）
 司会：日露野好章（東海大学課程資格教育センター）
 太田 富康（埼玉県立文書館）
 記録：清水 恵枝
 （福井県文書学事課公文書館建設準備グループ）

大会テーマは「21世紀の史料保存と利用－文書館をとりまく状況と課題－」である。全体会Ⅱでは討議に入る前に、司会を務める埼玉県立文書館の太田富康氏からテーマの趣旨が説明された。その後3人のコメンターから緊急的な社会状況として、市町村合併、文書の電子化、情報公開制度を確認した。これらを受けて会場から広く提言、意見を求めた。

司会 太田 富康（埼玉県立文書館）

緊急の課題となっている現在の状況として、具体的には市町村合併。文書あるいはシステムの電子化。あるいはすでに進行している情報公開制度の徹底化があげられる。このような史料の保存にたいへん大きく影響する危機的な状況にどう対応していくか。

何の対処もしないで無為に過ごしていれば、これまで蓄えてきたすべての公文書も一斉に廃棄される。あるいはこれから生み出されていく文書、電子化した文書というものが一切残らないことにもなりかねない状況が進行しつつある。もちろんこれは、文書館だけではなく、本渡市の報告にもあるように、文書館がない自治体、すべての自治体に関わってくる問題であり、また自治体ではない組織においても当然つなが

ってくるテーマであると思われる。

今私がつたいへん危機的な状況としたが、例えば本渡市の話などではこれを逆にきっかけ、追い風として一斉廃棄から公文書館へと劇的な変化をさせた好例であった。

一方分科会では、史料保存利用機関が固有の課題としている課題を、特に保存と利用という面で、現場のお二人から問いかけてをしていただいた。

文書管理制度の保存体制整備のきっかけとなるように、多くの自治体がこれらの状況を追い風とするために、このような認識を自治体、または組織もっている必要がある。現在文書をとるまく状況は、21世紀あるいは20世紀の文書が22世紀に残らないことになってしまうたいへん危険な状況である。これを問題として認識できていない自治体、組織が非常に多いと思われる。そのようなところへの問題の普及、拡大というのは急務であろう。全国規模の史料保存団体である全史料協の役割はたいへん大きい。この先21世紀を進めていくためにも、どのような活動、またはどのような取り組みが全史料協に必要なのか。そのような意見を出していただき、議論をしていただいて、明日からの全史料協の活動につなげていきたいと思う。

小松 芳郎（松本市文書館）

総会のときに「市町村合併時における公文書等の保存について」という要請を国へ出すことを承認していただいた。市町村合併については国の動きが非常に早い気がしている。そして国が次々と押し出してくる政策に対して、全史料協の対応がむしろ遅い感じがしている。

今年の平成13年8月30日に国が「市町村合併支援プラン」を出している。要するに平成17年3月までに市町村合併のめどを付けるということで、市町村合併をどういう形で支援をしていくかが具体的に何ページにもわたって書かれてい

る。しかし合併時に合併前・後の、行政文書・公文書をどうすべきか。これらに留意しなさいとか、配慮しなさいとか、などという文言はひとつもない。このような動きの中で私達はどうか対応していったらいいのか。具体的かつ緊急的に考えていかなければならないことを改めて思う。

私も実際ひとつ経験があって、一本の電話がかかってきて、もうじき取り壊される建物の中に旧役場の史料が入っている。どうしたらいいのか、という内容であった。その電話に対して対応する職員が、「今対応できない」と、もし一言言ったとすれば、その旧役場の文書は廃棄されてしまったかも知れない。つまり、これからの対応ひとつひとつに、文書が残るか残らないかということがかかっている。

本当に具体的な手立てを講じていかないと、対応ができないくらいに市町村合併の動きは早く進んでいる。市町村合併に伴う史料の廃棄流出、保存利用の問題について、具体的な提言や要望をお聞かせ願いたい。

小川千代子（国際資料研究所）

電子記録について短いコメントを申し上げたい。

政府の電子化政策で、今年の6月26日にIT戦略本部が出した、「e-Japan2002プログラム」というのがある。これに「平成14年度IT重点施策に関する基本方針」というのが出ていて、「電子政府・電子自治体の着実な推進」という項目がある。それによると15年度までに電子政府を実現し、電子自治体の構築を推進することがもう自明の理として決められている。そのために必要な基盤整備を平成14年度中に進める必要があり、国における取り組みと歩調を合わせて、地方公共団体における取り組みが行われることとなるよう、これを支援するという国の施策方針が出ている。

ということは、すでに各都道府県では、電子自治体の整備が相当動いているというふうを受け止めている。このように現在各自治体で電子文書の媒体だとか、管理システムをすべて電子化するという方向で非常に大きな動きがあるはずである。しかし国の施策方針、あるいは自治

体の受け止め方で、電子記録の長期保存という視点は非常に不明瞭になっている。

私達が考えなければいけないのは、歴史資料としての利用と保存である。公文書館とか、あるいは文書館などでは、この電子媒体とその管理システムによって、作成管理されている文書や記録を長期保存に対応させなければいけない。これは短期の利用に対応する管理システムと少し質が違っている。

この長期保存に対応するシステムについて、関連企業はとりわけ長期保存への視点というのが非常に希薄である、ということに行き着く。なぜそうなるのかはよくわからないが、おそらく気が付いていないのだろうと思う。単純に、従来の紙ベースの記録と同じように捨てなければいいんだ、というようなイメージで電子記録を長期保存するということは非常に困難だ。長期どころか、簡単なデスクトップあるいはラップトップ、小さなコンピュータであっても、いったんウィルスに汚染されてしまうと、全部入れ替えなければいけない。IT重点施策を出している国、自治体、そしてそれをサポートしている企業に長期保存の視点が非常に希薄であるということを知っていただきたい。そして、現状の技術の中で何とか維持するためには、どんな人件費がかかるか、どんな直接コストがかかってくるか、そういう視点が皆無とっていいのではないと思われる。一回何かシステムの作り方を失敗すると、これまで蓄積された電子記録が全部簡単に消えてしまうということにもなりかねない、というのが現在の電子記録の有り様だと、これは憶測だがそう思う。

世界レベルでも、ICA国際文書館評議会の円卓会議で決議が採択され、各国政府の電子記録の保存問題というのが最重点課題であるということがいわれている。この席で世界的にも電子記録の長期保存について、不安を抱いているということを知ることができた。

考えてみれば、文書館関係者というのは電子記録の技術の専門家ではない。このことは改めていうまでもない。しかし、私達は電子記録であろうが、それが紙ベースであろうが、あるいはそれ以外の媒体であろうが、記録を長期に保

存して、次の世代の人たちにも利用してもらえよう専門に考えていく、専門家である。この観点は私達が今の社会を未来に伝えるために、絶対欠くことのできないことだということを、私達自身がまず自覚しなければいけない。その上で、政府、電子技術関連の企業、あるいは各自治体に対してきちんと働きかけ、知らせ、同じテーブルについて議論をしていく。そういう必要があるのではないか。そのために力強く働きかけをしていく必要があるのではないか。

梅原 康嗣（長野県立歴史館）

私からは、情報公開制度と史料保存に及ぼす影響という点について簡単にまとめたい。

まず、デメリット。条例の制定に伴って、次に書庫整理という段階にいつてしまう。ここに公文書館制度の意識がないと文書の廃棄に結びつきやすい。また公開のための責任追求ということから、文書の処分をしていく期間が短縮化されている、という動きがあるようにも思われる。

一転してメリットは、公文書館の建設へと結びつく可能性をしっかりと持っているということ。これはハコものをつくるというのではなく、適切な文書管理システムをもう一度作っていききっかけになりそうということである。文書管理がかなり整備されるのではという期待を持つ。

よく見ていくと、意識してきちっと残された歴史資料というよりは、たまたまそこに残っていたとか、忘れられていたとか、そのようなことが実はあるのではないか。その文書にもう一度きちんと歴史資料の位置づけをするということができないのではないか。

それから広い意味で情報公開制度によって職員の意識が高まったり、住民の意識がレベルアップする要因にもなる。今後文書は職員も勝手に捨ててはならないし、廃棄に説明責任が伴うという点があげられる。

太田

3人から市町村合併、電子化、情報公開の問題についてコメントをいただいた。いずれにも共通しているのは、大量あるいは一括して、史

料が廃棄されたり消去されたりするという恐ろしさである。そして、その期限がもうはつきり政府の方で決められていて、そのスケジュールで動いているということである。

しかしまた、この問題をきちんと認識して対応をしていけば、例えば、今の文書管理の体制では、整備されていないので文書が残らないというところに、歴史的な史料の保存という観点を入れた文書管理制度が整備されれば、これまでできなかったことができるようになってくる、というメリットがあるのではないかと思われる。

そこで意見や提言をなるべくたくさんの方からお伺いできればと思う。

伊藤 然（草加市役所）

電子化について。博物館の方ではデジタル・アーカイブズという言葉が勝手に一人歩きしている。アーカイブズとは基本的に、文書館史料的なことを指すものと思われる。博物館の方ではそれを史料の電子化だということで、デジタル・アーカイブズという言葉を使っている。それが私達の文書館の世界と博物館の世界で、ちょっと混乱をきたしているのではないかという感じがする。

あともう1点は、国立国会図書館の方がネットワークによる電子出版向けの収集システムを考えていることを聞いている。Web上の電子記録を含めて、国立国会図書館の方で収集して、新しくできる関西館の方で管理するんだというようなことをいつているが。Web上の記録というのは、基本的にどこが出所でどこが終わりなのかよくわからないことがある。

基本的にWeb上の電子記録を、自治体や国などが作る電子文書を含め、発生源いわゆる作成者がいかにそれを管理して保存していくか、永久に残していくかというようなことを考えていくべきではないのか。つまり、受け取る側ではなくて、発生する側で電子記録を押さえていかなない限り、長く残していくことはできないだろう。

毛塚 万里（昭和のくらし博物館）

歴史資料電子化の課題で小川さんの報告があ

ったが、これは私文書、私記録を含め地域史料の電子化の課題と直結するという視点を、やはり忘れてはならない。デジタル・アーカイブズの話については、博物館だけではない。今はむしろ大学図書館の方で政策的に進んでいる。そのあたりは、今後も連携を取って行って、言葉の使い方を踏まえながら望ましいあり方を、全史料協として常に発言していく必要があると思う。

それからもう1点は、第2分科会の松本市文書館の話で文書館に「もんじょかん」、「ぶんしょかん」で何ですかと、図書館の方から問い合わせがあったという話があった。これはおそらく松本市に限定されたことではないということを確認しておきたい。

全史料協の中で活動を一生懸命している私達は、もう20年もたつから公文書館、文書館、史料保存の大切性はかなり浸透したのではないかと、市民がわかり始めているのではないかとという誤解を持ち始めているのかも知れない。しかし、最近調べたところ、現代用語の辞書、国語辞典には「もんじょかん」、「ぶんしょかん」という言葉はない。図書館関係の専門用語の辞典には出てくるが、「ぶんしょかん」という言葉は未だに市民権を得ていない。かろうじて「こうぶんしょかん」という言葉が載っているだけである。私文書をカバーする施設でもあるんだ、ということも含め、活動を今後も進めていく必要があるのではないかと。

吉本 富男（全史料協参与、元埼玉県立文書館）

総会で要請され、決議された「市町村合併時における公文書等の保存について」の要請書について。どのような方法において云々ということまで話がでていないが、ただこの文書を作成し総務大臣に提出するというのでは、おそらく何の意味も持たない。

私共は、過去に公文書館法の制定など、当時自治省に出向いたが、全く文書館の問題は振り向きもされなかった。そのような状態の中で、岩上二郎先生のご努力によって、ざる法といわれようと公文書館法ができた。今回は緊急を要する問題であるので、単に文書を出してくると

いうだけではちょっとまずいんじゃないのかな。担当官なり、もっと高官の方々にお会いするなりして、強く要請するというような必要があるのではないかと。

特に私は、辞めてからもつばら自治体史編纂などに携わっていて、例えば過去の市町村合併の協議書が出てくる。それを見るとやはり、議員の数はどうするとか、その報酬はどうするとか、役場の位置はどうするとか、新しい市町村の名称はどうするとか、財産はどこに継承するとか、というようなことは必ず書いてある。しかし、公文書をどうするか、などということは書いていない。そこが問題だ。

今後政府にお願いすることについて、いろいろな方法があるが、何かしなければ結局実効がきたせない。資料保存委員会の決議書をどう執行しているかということなので、私としては今後強く働きかけていただきたい。

太田

毛塚さんの意見にもあるように、公文書だけの議論をしているように捉えられるかも知れないが、確かにデジタル化の問題など、どれも私文書にも関わってくる問題である。

吉本さんから、総務大臣へ提出する要請書に関して、それ以上のあるいはもっと具体的な活動が必要ではないか、というような提言が出されたが、この提言について小松さんはいかがか。

小松

確かに、要請書をただ送るだけでは効果が薄いということで、直接出向くなどといった手立てを考えようということを実際に話している。それについては、資料保存委員会だけではなくて、すぐにでも役員会なりに図ってやっていただきたい。

坂本 敬司（鳥取県立博物館）

私の発言したい点は2点あり、ひとつは史料の利用という点から考えた電子化の問題である。電子化というのは非常にいい面がかなりあ

と思う。いつでも誰でもどこでも、史料にアプローチできるような状況というもの、電子化によって可能になる。インターネットで、遠く離れた館が所蔵しているものが閲覧できる。そういう状況が非常に重要なことであろうと思う。私共の館では、館蔵している史料をインターネットで公開できるような取り組みをやっている。

もう1点は、役所で作成される文書の電子化の問題である。これに対して鳥取県では、どういうふうに行っているのかというと、とりあえず紙に打ち出しておけ、ということをおられる人がいる。電子化されたもので、残さなければいけないという文書は、紙に打ち出して置く。そのことによって最低限紙では残る。どのような形で将来、具体的に電子情報を残していくのかということはわからないが、紙に打ち出すということは、今この段階で提案できることではないだろうか。

太田

電子文書の対応策として、紙に打ち出しておけという話があったが、新潟大会で講演されたマイケル・ローパーさんが、「最後は紙だ」ということを話されていた。今の段階では本当にそうなのかも知れない。先ほど小川さんは電子記録問題について、長期保存のできる技術的な開発を提唱していかなければならない、その場を作っていかなければならないという話があった。小川さんの意見はどうか。

小川

確かに紙に出しておくというのは私達にとってなじみやすい。わかりやすい長期保存の方法論だと思う。しかし紙に打ち出すことは何がデメリットかということ、やはり長期保存においてかさばるという点が、非紙派の人たちとの大きな論点になる。

例えば、フロッピーディスクなどの電子媒体を、コンピュータに放り込むと向こうの方からマイクロフィルムになって出てくる、というような機械もすでに開発されているというふうに聞いている。少しかさばっても、ややコンパクト

で検索もできるということで、マイクロフィルムというような考え方もあると思う。だから選択肢は増えていると思う。

もし、電子記録をそのままとっておくということに、こだわらなければいけないような状況が我々の中に起こるとしたら、保存技術はどうしても開発しなければいけない。

これに関連した企業の展示会などで説明している人に聞くと、「とっておけばいいんですよ」、「とっておけばまた出てきます」という以上の返事を今のところ聞いたことがない。それは一番の不安であり、それをこちらが言うと、「あなたはこういう機械のことを知らないんですよ」、というふうな切り返しがる。こちらの専門を理解してもらえないというような、フラストレーションとなっている。

答えには全然ならないが、電子問題の対策としていくつかの選択肢があること、また技術系の人たちの理解の問題に対して、我々のアプローチがまだ十分でないということを指摘しておきたい。

昨年のICA大会の決議の中にも、オリジナルとしての電子記録をそのままとっておくということは、非常に難しいということが出てきている。それを受け今年度ICA円卓会議では、電子記録の保存が非常に難しいことをいろいろ議論したが、自分達だけで議論しても結論が出ないということも、非常にはっきりしてきている。

しかしながら、長期保存を考える専門家として、自分たちが社会に働きかけて、解決策ができるような道筋を自分たちでつかみ取るべきだ、とICAの方から言われているところだと私自身は理解して帰ってきた。

太田

小川さんの言われたように地域の中で、地域に対して、まず警鐘を鳴らして伝えていくことが大事ではないか。先ほど毛塚さんのお話では、全史料協や関連機関に入っている方々は、このような場をもって危機感を抱くことができる。しかしそうでないところは、危機感もない状態

なのかも知れない。

午前中の本渡市の報告で、市長から合併問題も含めて、天草全体さらには熊本へ伝えていくというお話をいただいた。これまで本渡市が受けてきたものを、今度は本渡市が出していく。このようなことをみなさんがやっていただければ、日本での普及は、またずいぶん大きなものになっていくのではないかと。

安田 公寛（本渡市長）

本渡市のことが出たので、ちょっと述べさせていたきたい。私は今こそチャンスだと思う。「市町村合併時における公文書等の保存について」という要請。これこそ全国の市長会、町村長会あるいは知事会そういったところに積極的に今アプローチすべき問題ではないだろうか。私自身も市長会にいるわけだが、一市町村合併に取り組んでいる自治体として、ぜひこれは緊急提言をしていきたいと思っている。この全国歴史資料保存利用機関連絡協議会が、もっと全国の自治体と直接情報交換あるいはコミュニケーションをとっていかれるべきだ。

全史料協の方からアプローチをかけるならば、今こそちょうどいいタイミングだ。課題を提言することによって、要請していくことによって、全史料協の存在を大きくクローズアップすることにつながっていくのではないかと。またそのことが、地方自治体の今後の自治のあり方を大きく変えていくというふうにも考える。

太田

本渡市長からたいへん心強い言葉をいただいた。これに応えるために、全史料協も様々な活動が必要になってくるかと思われる。

小松

市町村合併には平成17年3月という期限が迫っている。しかし今、市長さんが述べたように本当にいい機会だと思う。この市町村合併に伴う史料の保存利用について、広く市町村に呼びかけていく。そういうことも全史料協として、あるいは資料保存委員会としても、動けるとこ

ろで早急に、明日からでも動き出さなければいけない。

高野 修（全史料協副会長、元藤沢市文書館）

私共は史料保存について一生懸命になって議論するが、結局そこで終わってしまうということが今までであったのではないかと、ということも反省を込めて思う。つまり、それ以降の進め方についてはやはり素人で、今回の問題を積極的に市長会、知事会などに訴えるということも必要だ。と同時に直接市町村長あるいは県知事に対して、直に要望書を届けるなど、そこまでやった方がいいのではないかと。

というのは、藤沢の文書館をつくるときに、藤沢市の市長は、神奈川県知事を通して知事会で、史料保存について話をいただいたことがある。それから神奈川県下の市長などの集会で、藤沢の文書館はこういうふうにつくるんだと、県下の市町村に訴えていただいたという経緯を思い出した。やはりこのような呼びかけというのが、後々神奈川県に公文書館ができた下地にもなったのではないかと考えている。

そのようなことで、やれるところからやろうという本渡市長さんの話を聞いていると、まさに我々が一番やりやすいのではないかと。要請書を出すだけではなく、積極的な働きかけが必要だろうと考えている。

資料保存委員会、たいへんだらうと思うけれども、国に働きかけることだけでなく、それぞれの自治体に直接資料を送って要望を出していただけたらと思う。

太田

具体的な活動について、資料保存委員会だけではなく、総務委員会あるいは会としてこの後検討して、より効果的な活動につなげていっていただきたい。

平田 輝明（小山市立博物館）

先ほど毛塚さんから社会への運動について、普及が足りないのではないかと話があったが、私もずっとそれは考えていた。

やはり宣伝やなにかを狙うときに、会の名称は重要ではないかと思う。文書館の普及をしていくのに、会の名称が「歴史資料保存利用機関」というのは、非常に明確といえば明確だが、文書館なり公文書館なりを打ち出せるような方策がないのかと思った。

司会・日露野好章（東海大学課程資格教育センター）

会の性格そのものが名称によって大きくクローズアップされるわけで、社会へのアプローチをどういう形で加えていくのか、ということにも関連すると思われる。この点は非常に大きな問題をはらんでいるという気がする。

例えば、全史料協が基幹科学としている史料管理学あるいは文書館学、アーカイブズ学などは様々に表現されており、会員相互で共有する言葉、用語としての意味に対して、それぞれの持つイメージが異なっている。そういった意味では、言葉を大切に整理していく必要があるのかな、というふう考えられる。今後会の名称そのものについても、提言をいただくような形で進めていかななくてはならないだろう。

平田 豊弘（本渡市教育委員会）

社会と全史料協の関わりということで、基本的に私達が扱っている史料というのは、地域に住んでいる人と密接な関係がある。そうなるとう当然もっと社会に訴えていく必要がある。そのひとつの手段として、いわゆるマスコミの方に広くPRするということが大変重要である。

本渡市でひとつの取り組みができた、あるいは広く市民の方々にご理解をいただくことができた、という要因のひとつに地元の新聞社の方が、たいへん好意的に記事を書いてくださった点もあると思う。

そういった積極的なマスコミの方への情報の伝達、そしてマスコミを使った市民への伝達。そういった方法も私達自身が考えていかないと、遊離した団体になってはいけなし。最も効果的な方法というのは、ひとつはマスコミの方にも理解をいただくというのがたいへん大切だと思う。

日露野

社会との関わりの中で、全史料協はどのような位置にあるべきなのか。類縁機関の図書館あるいは博物館からすれば、後発的な意味での文書館という形になっている。また分科会の福島報告の中にもあったように、地域の中でどう生きていくかという地域住民の目を、我々の方に向けさせていく努力は必要かと思う。その中でマスコミをどう利用するか。戦略的な意味も必要になるかも知れない。

高野

ひとつお聞きしたいことが。今回この大会が長野で行われるということについて、大会の委員会の方から、地元の新聞社など報道機関に挨拶に行ったのだろうか。もし行っていないとするならば、次回から、やっぱり挨拶にいった方がいいのではないかと私は考えている。

中村 修（藤沢市文書館）

社会との関係ということで一言申し上げたい。今回逆風を追い風に変えるということがよく言われたが、やはり、それには人の輪の構築というのが必要だろうと思う。つまりアーキビスト自身が動くしかないだろうというしか、私には答えがない。少なくとも、例えば自治体史をやるのであれば、やった後でもフォローし続けろと私は言いたい。自分はこれをやるということを決めて、週に一回でも月に一回でも、それこそ通ってでも関係を持ち続けるべきではないのか。

もうひとつ付け加えたいのは、近代の私文書といえども、内容によっては、非西欧世界の近代化を考える上での、重要な史料になりうると思われる。これが失われるということは、日本だけではなくて世界にとってもたいへんな損失だろうと思われる。

太田

高野さんの意見に対して、大会企画委員会としても来年度以降、報道機関への依頼も考えてやっていきたい。

山本 幸俊（上越市史編さん室）

私は先ほど第2分科会で、非常に多くのことを考えさせられた。是非もう一度、全体会討論の場で福島さんに発言してもらいたい。実際に文書館という施設が、現在の市民社会にどのような固有のサービスを提供できるのか。そのためにこの場で何を考えなくてはいけないのか。そうしたヒントが、第2分科会の福島報告の中にたくさんあったように思われる。

同様な問題は、全史料協の流れの中でいえば、第19回大会頃までに八潮市の遠藤忠さんたちがおっしゃっていた、「地域文書館論」においても確かにあった。しかし、当時は都道府県文書館中心の単独施設・設備と、「みづからの」公文書管理という強い流れがあり、「地域文書館論」は地域や市民との関わりという面において豊かな可能性をもちながらも、十分に理解を広げることができなかった。

今日、21世紀を迎えた段階に来て、情報公開や説明責任という市民的対応が新たにクローズアップされ、直接市民と向き合う文書館の可能性・独自性をどう打ち出せるか、ということが改めて問われているのではないだろうか。その際のポイントのひとつとして、福島さんは利用の問題を市民的対応の中で考えるべきだと述べられた。この視点は非常に重要であり、今大会で確認すべき重要な点であると思う。そのため報告にもあったように、今後は都道府県文書館と市町村レベルの課題とをしっかりと分けて議論する必要がある、という福島さんの意見に同感する。

そうしたことを踏まえた上で福島さんに言いたいことがある。これまでの文書館をめぐる議論は、とかく内輪の中で、どんどん自己規制を強めてきたという傾向があったのではないだろうか。例えば、近年まで情報公開は文書館システムとは別物であると規制してきたことや、最近も、公文書の管理システムが整わないところに、文書館は意味をなさず、その公文書管理も現用段階から規制すべきであるという議論が進んでいる。ひとつひとつはもったもな意見であるが、文書館側の自己規制の進展が、私などの

ように地域にある民間史料の現地保存という観点から文書館の位置を考えようとする、その可能性の幅を狭めていくような気がする。こうした内向きの自己規制が、結果として、最も大事な市民との距離を広げてきたのではないだろうか。

福島さんの報告にもいくつか必要以上の自己規制を感じた。文書館と博物館の区別、市民と歴史研究者の区別、市町村と都道府県の区別などである。このうち市町村と都道府県の区別は、先ほど都道府県の議論に引きずられないで分けて考えていくべきことを述べたが、実態としては全く分離した方向で存在しているわけではない。

私の県立文書館での経験でいうと、一般利用者の内容に本日報告された松本市の事例とさほど大きな差はないし、両者の関係は重層した存在であるといった方がいい。それぞれの役割を詰めて有機的関係を構築していくということが必要だと思う。また、市民的利用と歴史研究者とを意識的に分けていることも強く感じたが、歴史研究者は永い史料保存運動のパートナーであり、今後とも連携・融合する方向での可能性こそ探るべきだと思われる。博物館との関係も然りであり、市民的ニーズや参加を視野に入れ、文書館側が自己規制するのではなく、今は積極的な協働・連携の可能性を探り、その固有の役割を開発し、実践し、広げていく段階であり、松本市の事例として押し出してほしい。

太田

今までの議論の中で、我々の活動をいかに社会に広げていくか、つなげていくかという意見をたくさんいただいた。そのベースには何を広げるのか、広げるべき文書館像をどう考えるのか、その議論が当然前提としてある。そのような意味で、分科会の方は保存と利用という面から設定した。

それでは福島さんをお願いしたい。

福島 紀子（松本市文書館）

第2分科会の報告で松本市文書館の事例をあげながら、文書館というのが市民の方にどうやって利用していただく機関であるかを検討し

た。文書館で収蔵する史料というのは、すべて歴史資料であるという認識の中で、従来までは歴史研究者が文書館を利用するという前提で文書館論が構成されていたと考えられていた。しかし、この前提に対して、歴史研究者のみではなく市民も歴史資料を扱う例をあげて、市民の方たちがどうやって自分の権利を歴史資料の中に見出ししていくか、という話を文書館のオリジナリティーの問題と絡めて考えてみた。

山本さんから、自己規制、文書館に対しての規制、文書館論に対する規制というのをあまり設けてしまうのはいけないとの意見があった。私は博物館と文書館の違いに対して強調したが、報告の後で、博物館の方に博物館の実状について教えていただいた。小さい自治体で史料の保存施設を立ち上げるときに、それが博物館の形態を取るか、図書館の形態をとるか、文書館の形態をとるか。その選択肢が、すべての自治体で予算的に迫られてしまうという現実があると。その現実の前で、極力文書館的機能を持った史料収蔵施設を建設する必要があることは、すでにこの段階では各自治体で自明のことだとは思ふ。

その中であえてなぜ、文書館を立ち上げるようにアピールしたかという、新潟大会以降は史料の保存の話が非常に活発に行われていながら、史料を提供する窓口としての文書館の具体的像について、なかなか議論の深まる場がなかった。果たして文書館論というのは、かつての全史料協大会で議論されていたような文書館像から進歩しているのか、後退しているのかさえ判断できないような状態になっているのではないか。それは各自治体が置かれている経済的な不況の中で、いくら苦しい状況があったとしても、その側面の切り落としにならないようにするために、やはり文書館論というものは各レベルごとの文書館論を具体的に考えながら、文書館的機能をきちんと果たせる組織としての窓口を必ず持てるような方向にもっていくべきではないか。

ということであえて博物館と文書館の違いといういい方で報告させていただいた。これに対

しては反論があると思う。この反論についてはこれから先の全史料協の大会や、全史料協の各機関・組織の中での話し合いでたくさん深めていただきたいことでもある。私自身も博物館の実態についてもっと考えて、例えば文書館と博物館の融合の道が本当にあるのか。そして両方を両立させよう、自治体の史料保存機関の運営の方法というものを模索すべきなのか。改めて原点に立ち戻って考えなければいけないことも知れない。

今回の大会での提言については、改めて始まりとして、コメンテーターが提起した問題などを基盤にし、それを文書館論の中に絡めながら、また今まであまり議論されることのなかった自治体文書館の事例を、より大きく広く広がっていく可能性をその中に見つけられるような方向で、今後さらに議論が始まるようにしていただきたい。

かなり強調しすぎた部分もあるので反論もあると思うが、是非これからの活発な議論の元にしていただいて、これからどんどん議論を活性化させていっていただきたいと思っている。せっかく追い風という言葉が出たので、文書館論として元気が出る方向で、これから先の文書館の運営、または文書管理、史料保存のあり方を考えていくための基礎にしたいと思う。

太田

会場の方からご意見をいただくのは、これでおしまいにさせていただいて、3人のコメンテーターの方から一言ずつ感想、まとめをさせていただいて、全体会の締めくくりとしたいと思う。

梅原

外に開かれた団体としての全史料協、そして私も、ネットワーク普及の活動に個人的にまた努めたい。全史料協の組織にいろいろな委員会があるが、それがもっと有機的に活動ができるように、またいい運営をさらに進めていただきたい。例えば問題となっている電子化の対策に、何かやはり行動を起さなければならないのではないかという感想を持った。

小川

話の中で一番気になったのは、ものの名前の問題だったというふうを感じる。例えば全史料協の名称が長すぎる問題。あるいはこの中で「もんじょかん」とする方。「ぶんじょかん」とする方。「こうぶんじょかん」とおっしゃる方。「こうもんじょかん」など。これら一体中身がどういう意味合いを持っているのか、その定義付けが非常に不明瞭である。

この状況で議論するのは非常に危険だと考えた。「こうぶんじょかん」、「ぶんじょかん」、そして「もんじょかん」。様々な記録を扱う保存機関を、きちんと定義づけていく必要があるんだろうとそういうふう考えた。

小松

非常に緊急性を帯びた問題がいくつか出てきた。全史料協でまず情報を交換する。方向性を探る。具体的に何をしていくか戦略を練る。そして実行するということだと思う。

市町村合併の史料の保存からいえば、まず現場の文書を押さえるということだと思う。その次に、受け皿をどうするか。押さえるための受け皿を考える。それを本当に具体的に考えていかなければならない。

最後にやはり思うのは、私共全史料協の会員は機関の中にいるが、利用する人のことを考えながら、市町村の行政文書の保存も考えていかなければいけないということ。誰が保存するのか、誰のために保存するのか、そこを考えていかないと、保存のための保存でしまい込んでしまう。住民のために保存して利用してもらうための、市町村の自治体全部の、公文書等の保存利用を考えていかなければいけない。

太田

緊急の課題に対しては、全史料協として委員会等で、また検討して活動していただければと思う。また全史料協の活動そのものを社会に、国に、様々な地域に広げていくという提案もあり、その大前提として言葉の問題、文書館像の問題そのものの議論をまた改めてこの会でしていかなければならない。

※口頭発言の記録化にあたり「史料」と「資料」の明確な区別が困難であるため、固有名詞等を除き大会テーマにあわせ「史料」の表記に統一した。このため発言者の意図と合致していない場合があることをお断りしておく。

全体討論の成果をいち早く参加者に持ち帰ってもらうため、全体会終了後、コメンテーター及び司会5名の名におけるペーパーをまとめ、翌日の意見交換会の会場において配布した。以下は、その全文である。

平成13年11月8日(木)、長野市若里市民文化ホールにおいて、「21世紀の史料保存と利用—文書館をとりまく状況と課題」のテーマのもと、第27回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会の大会テーマ研究会が開催され、300人余りの参加者によって議論が行われた。

21世紀を迎えた今、様々な社会状況の変化が私たちの活動に対して深刻な影響を及ぼそうとしている。第一に市町村合併の推進がある。過去の合併時に際して、公文書等の散逸や安易な廃棄が行われ、こうした事態が再び生じることが危惧されるからである。前日の総会においても、総務大臣に対して「公文書等の引継ぎの円滑化と保存の徹底を図るよう各市町村に対し指導方を要請すること」が決議されたところである。

次に情報公開制度の進展がある。今年度開始された政府機関の公開制度にならった整備がすべての地方自治体にも求められている。より優れた情報公開制度の整備が必要なことはいうまでもないが、情報公開制度を支える文書管理制度に公文書館法の観点欠如のまま進められるならば、そのために文書の大量廃棄を生み出す危険性もある。

さらに、全国的に急速に進行している文書媒体及び管理システムの電子化へどのように対応していくかという課題がある。システム開発の仕方によっては、すべての文書を自動的に消滅させてしまう危険性を持つ。さらに、電子媒体の長期保存技術自体が開発されていないという根本的な問題がある。

このほかにも様々な課題が前世紀から引き

続いており、史料保存利用活動をとりまく状況は、21世紀を迎えて一段と厳しくなっているといえる。

しかし、発想の持ち方と取り組みの努力によって、逆風を追い風に転ずることも可能であることを、熊本県本渡市や宮城県公文書館の報告が示している。

21世紀初頭の危機的状況を打破し、史料保存利用活動のさらなる進展を図るためには、各機関、各個人、そして、全史料協が積極的に取り組んでいくことが不可欠である。それなしには、文書の散逸と廃棄を避けることはできず、その先の時代を展望することもできない。

そのため、研究会のまとめともなる全体討論では、このような文書館をとりまく危機感を共通認識としたうえで、全史料協の課題、担うべき役割、活動等について全参加者で議論がなされ、多くの建設的な提言を得ることができた。明日からの全史料協の諸活動において、これらの提言や意見が活かされ、積極的な取り組みが展開されることを期待して、全体討論を終えてのまとめとする。

平成13年11月8日

第27回全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会

全体討論コメンテーター	小松 芳郎
	小川 千代子
	梅原 康嗣
同 司 会	日露野 好章
	太田 富康